

(平成22年12月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

国民年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

厚生年金関係 7件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月まで

私達夫婦は、生活苦のため、昭和 34 年 1 月ごろから 59 年 3 月ごろまで、生活保護を受けていた。

私が 65 歳になったころ、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、老齢基礎年金の受給資格が無いという回答を受けた。

申立期間当時は、4 歳から中学 3 年生までの子供 6 人を養っており、毎月、A 市役所内にある銀行の窓口で生活保護費を受け取っていた。

申立期間の前後の期間は、国民年金保険料の納付が免除されているのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

申立期間は、国民年金保険料の納付を免除されていたはずなので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 24 か月と比較的短期間であり、オンライン記録により、申立期間の前後の期間は、申立人及びその夫共に国民年金保険料の納付が免除（申立人は申請免除又は法定免除、夫は申請免除）されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、申立人の 9 人の子供のうち、4 歳から中学 3 年生までの子供 6 人を養育しており、A 市福祉事務所が平成 22 年 8 月 12 日に発行した保護受給証明書により、申立期間後の昭和 54 年 6 月 11 日から 56 年 6 月 1 日までの期間について、申立人及びその夫は生活保護法による保護（生活扶助、住宅扶助、医療扶助）を受けていたことが確認できる。

さらに、A市役所における国民年金保険料の免除に係る手続及び受付・回付状況等の関連資料は保存されていないため不明であるが、申立人は、「申立期間当時、子供の義務教育に必要な学用品購入費の支給を受け、医療費の自己負担は無かったと記憶しており、収入及び生活状況に変化は無く、引き続き国民年金保険料の納付が困難であったため、保険料免除の申請は行ったはずである。」と供述していること、及び前述の事情から判断すると、申立期間において、申立人は国民年金保険料免除の承認基準を満たしていなかったとは考え難い。

加えて、A市が保管する申立人の被保険者名簿とオンライン記録の国民年金保険料の免除記録は一致していない上、A市福祉事務所が保管する「ケース番号登載簿」及び「廃止ケース登載簿」の写しからは、申立人及びその夫に係る生活保護法による保護の種類（生活扶助及び生活扶助以外の扶助）を確認することができず、両登載簿に記載されている保護の開始及び停廃止時期が同被保険者名簿及びオンライン記録の法定免除期間とも一致していないことから、当時、申立人の国民年金保険料の免除に係る記録管理が適切に行なわれていなかった状況がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から54年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から54年3月まで

私達夫婦は、生活苦のため、昭和34年1月ごろから59年3月ごろまで、生活保護を受けていた。

私が65歳になったころ、社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、老齢基礎年金の受給資格が無いという回答を受けた。

申立期間当時は、4歳から中学3年生までの子供6人を養っており、妻が毎月、A市役所内にある銀行の窓口で生活保護費を受け取っていた。

申立期間の前後の期間は、国民年金保険料の納付が免除されているのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

申立期間は、国民年金保険料の納付を免除されていたはずなので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は24か月と比較的短期間であり、オンライン記録により、申立期間の前後の期間は、申立人及びその妻共に国民年金保険料の納付が免除(申立人は申請免除、妻は申請免除又は法定免除)されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、申立人の9人の子供のうち、4歳から中学3年生までの子供6人を養育しており、A市福祉事務所が平成22年8月12日に発行した保護受給証明書により、申立期間後の昭和54年6月11日から56年6月1日までの期間について、申立人及びその妻は生活保護法による保護(生活扶助、住宅扶助、医療扶助)を受けていたことが確

認できる。

さらに、A市役所における国民年金保険料の免除に係る手続及び受付・回付状況等の関連資料は保存されていないため不明であるが、申立人の妻は、「申立期間当時、子供の義務教育に必要な学用品購入費の支給を受け、医療費の自己負担は無かったと記憶しており、収入及び生活状況に変化は無く、引き続き国民年金保険料の納付が困難であったため、保険料免除の申請は行ったはずである。」と供述していること、及び前述の事情から判断すると、申立期間において、申立人は国民年金保険料免除の承認基準を満たしていなかったとは考え難い。

加えて、申立人のオンライン記録上の免除期間はすべて申請免除とされているが、A市が保管する申立人の被保険者名簿の免除記録は、免除期間のうち昭和36年4月から48年3月までの期間及び54年4月から55年4月までの期間が法定免除とされている上、A市福祉事務所が保管する「ケース番号登載簿」及び「廃止ケース登載簿」の写しからは、申立人及びその妻に係る生活保護法による保護の種類（生活扶助及び生活扶助以外の扶助）を確認することができず、両登載簿に記載されている保護の開始及び廃止時期が同被保険者名簿の法定免除期間とも一致していないことから、当時、申立人の国民年金保険料の免除に係る記録管理が適切に行なわれていなかった状況がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで

私は、20歳のころ及びA店を始めた昭和56年度の未納期間並びに免除期間以外は全て国民年金保険料を納付したはずであるのに、ねんきん定期便によると、申立期間が未納とされていることを知った。

昭和57年から6年間は同業者の保証人として借金を返済していたため生活に余裕は無かったが、63年には借金の返済も終了し、平成2年には生活も安定してきたので、自営業者のための退職金制度である小規模企業共済に加入し、掛け金を納付してきた。

私としては、国民年金保険料を納付せずこのような退職金制度に加入することは考えられず、提出した平成2年及び3年分の確定申告書（控）から、申立期間の国民年金保険料を納付したことは間違いないので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人から提出された申立人の平成3年分の確定申告書（控）において、社会保険料控除欄の「社会保険の種類」欄に「国民年金」、「支払保険料額」欄に納付金額（10万6,200円）が記載されていることが確認でき、この金額は、申立人のオンライン記録において過年度納付として納付済み

とされている3年度の保険料額9か月分（8万1,000円）に、未納とされている2年度の保険料額3か月分（2万5,200円）を加えた額と一致することから、申立人は、申立期間のうち、3年1月から同年3月までの3か月分の国民年金保険料を納付していた可能性が高いものと認められる。

一方、申立期間のうち、平成2年4月から同年12月までの期間については、申立人から提出された申立人の2年分の確定申告書（控）において、社会保険料控除欄に記載されている国民年金保険料の支払額が、申立人のオンライン記録において過年度納付として2年12月18日に納付済みとされている元年度の保険料額12か月分と一致する上、4年から6年分までの同申告書（控）においても、同欄に記載されている国民年金保険料の支払額が、いずれもオンライン記録において現年度納付として納付済みとされているその年の保険料額とほぼ一致していることから判断すると、これら同申告書（控）に記載された国民年金保険料の支払額は、申立期間のうち2年4月から同年12月までの保険料を含んでいないと推認でき、申立人が当該期間の保険料を納付していたものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から45年5月まで
② 昭和46年5月2日から51年10月2日まで

私は、年金事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①については、昭和46年9月11日付けで、44年4月から46年3月までの国民年金保険料が還付され、国民年金加入記録が取下げになっているとの回答を得た。

しかし、私は、そのような手続をした覚えは無く、私の厚生年金保険の加入期間は昭和45年6月9日から46年4月1日なので、申立期間①の期間まで、国民年金保険料が還付され、国民年金の期間が無いことに納得できない。

また、申立期間②については、国民年金未加入期間であるとの回答であったが、昭和46年5月の婚姻に伴い転居したA市において国民年金の加入手続をした。その後もB市、C市、D市と主人の転勤に伴って転居した際にも国民年金保険料は、主人の給料日以後に、居住した各地の近傍郵便局で、市役所から送付された納付書によって毎月納付していたはずなので、申立期間②に係る保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は強制加入被保険者として国民年金被保険者となる期間であるが、申立人の国民年金被保険者台帳及び国民年金還付整理簿によると、昭和44年4月から46年3月までの期間において、国民年金保険料が納付され、46年7月31日に取下還付が決定されていることが確認できる。

しかし、申立人が厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料と重複して国民年金保険料を納付した期間（昭和 45 年 6 月 9 日から 46 年 4 月 1 日まで）があったことから、重複した期間に加えて申立期間①の国民年金保険料を還付するとともに、国民年金被保険者期間の取下げが行われ、申立期間①は未加入期間に変更されているが、申立期間①に係る国民年金保険料の取下還付は、誤った事務処理によるものであることから、申立期間①については、国民年金被保険者期間として加入及び納付済期間に訂正する必要がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

申立期間②について、申立人は、昭和 46 年 5 月の婚姻時に転居した A 市において国民年金に加入し、その後、B 市、C 市及び D 市と転居した際も国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の年金手帳によると、51 年 11 月 16 日に E 市において国民年金に任意加入していることが確認できるものの、申立期間②に居住していた 4 市（A 市、B 市、C 市及び D 市）において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間②は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は「転勤に伴い居住した A 市、B 市、C 市及び D 市の各郵便局で毎月納付した。」と主張しているところ、申立期間②当時、A 市、C 市及び D 市の 3 市においては、郵便局は国民年金保険料納付の指定金融機関ではなかったことが確認できる。

さらに、申立期間②は 66 か月と長期間であり、このような長期間にわたり、納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い。

加えて、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月から 34 年 5 月まで

私は、申立期間は株式会社 A（現在は、有限会社 B）に勤務し、C の営業業務に従事した。

当時の事業主や同僚を記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「株式会社 A において勤務を開始した当初の約半年間において、同じ営業担当であった同僚の自宅に下宿していた。」と主張しているところ、株式会社 A に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該同僚の氏名が確認でき、当該同僚の妻及び子は、「申立人は、昭和 32 年 8 月ごろから、私の家に約半年間下宿し、株式会社 A に勤務し営業業務に従事していた。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 32 年 8 月から 33 年 1 月ごろまでの期間について同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立期間のうち、昭和 33 年 1 月ごろから 34 年 5 月までの期間については、株式会社 A に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会したところ、回答のあった 7 人全員が「申立人を記憶していない。」と回答していることから、申立人が当該期間について、同社に勤務していたことを推認できない。

また、有限会社 B は、「申立期間当時の資料は無く、不明である。」と回答している上、株式会社 A の当時の事業主及び申立人が氏名を記憶している同僚も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実

態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述が得られない。

さらに、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者記録が確認でき、Cの営業業務に従事したとする同僚は、「当時、株式会社AにおいてCの営業業務に従事した従業員は、1年半の試用期間を経たのちに厚生年金保険に加入していた。」と供述しているところ、当該同僚を含む複数の同僚について、勤務を開始したとする時期が、被保険者資格の取得時期と一致していないことから判断すると、当時、同社では、従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況うかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿から被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「申立期間に、株式会社Aにおいて約40人の従業員が勤務していた。」と供述しているところ、同被保険者名簿に記載されている申立期間当時の被保険者数は28人であることが確認できるとともに、同被保険者名簿から、当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「厚生年金保険の加入は希望制だった。私は、先輩に倣って厚生年金保険の加入を希望したと記憶している。」と供述していることなどから判断すると、当時、同社では、すべての従業員について、必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況もうかがえる。

また、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も認められないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月から23年5月16日まで

私は、昭和21年5月から、A株式会社所有のB丸に乗り込み、Cの業務に従事したにもかかわらず、同社における船員保険被保険者資格の取得日は23年5月16日と記録されている。

船員手帳は所持していないが、申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A株式会社所有のB丸に乗り込んでいたとする申立人の兄の供述などから判断すると、申立人が、申立船舶に乗り込んでいたことはうかがえるものの、乗船した時期及び期間を特定できる供述を得ることができない。

また、A株式会社は既に解散しており、事業主等の所在も不明であるため、申立人が申立期間において申立船舶に乗り込んでいたことが確認できる関連資料や供述を得ることもできない。

さらに、申立期間当時、A株式会社所有の別の船舶に乗り込んでいたとする同僚は、「当時、A株式会社では、乗船と同時に船員保険に加入させる取扱いとしていなかった。私が同社で船員保険に加入したのは、船舶に乗り込んでから約2年後である。」と供述しているところ、同社所有のB丸に係る船員保険被保険者名簿から、申立人の兄を含め、被保険者者記録が確認できる複数の同僚は、「乗船していた期間と船員保険の被保険者期間は一致していない。」と供述していることから判断すると、申立期間当時、同社では、同社が所有する船舶に乗船したすべての乗組員について、必ずしも乗船と同時に船員保険に加入させていたとは限らない状況がうか

がえる。

加えて、申立期間におけるA株式会社及び同社所有のB丸に係る船員保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立期間において船員保険に加入し、船舶所有者から船員保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 7 月 1 日から 58 年 8 月 1 日まで
② 昭和 58 年 8 月 1 日から 60 年 12 月 29 日まで
③ 昭和 61 年 2 月 1 日から 63 年 2 月 29 日まで

私は、申立期間①及び②について、昭和 56 年 7 月 1 日から株式会社 A に勤務し、営業業務に従事していたが、厚生年金保険被保険者資格の取得日が 58 年 8 月 1 日と記録されている上、同社では入社日の 5 か月目からは給与支給月額が平均 80 万円であったにもかかわらず、実際に支給された給与額に比べて標準報酬月額が低く記録されている。

また、申立期間③については、B 株式会社に勤務し、給与支給月額は 65 万円から 70 万円程度であったにもかかわらず、実際に支給された給与額に比べて標準報酬月額が低く記録されている。

申立期間①については、厚生年金保険の被保険者として認め、申立期間②及び③については、いずれも約 5 万円の厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、実際の報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、株式会社 A に昭和 56 年 7 月 1 日から勤務していたと申し立てている。

しかし、株式会社 A に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人と同日の昭和 58 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得

していることが確認できる複数の同僚は、「株式会社Aには試用期間は無く、勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間は一致している。」と供述しているところ、申立人に係る雇用保険の被保険者記録において、申立人が雇用保険被保険者資格を取得した同日に、申立人は厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、前述の複数の同僚について、雇用保険の被保険者記録から確認できる雇用保険被保険者資格の取得日は、前述の被保険者原票における厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致していることが確認できる。

さらに、前述の被保険者原票から、申立期間①当時、被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述からも、申立期間①に申立人が株式会社Aに勤務していたことを確認することができない。

加えて、オンライン記録において、申立人は、申立期間①に国民年金に加入し、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における申立事業所での勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②及び③について、申立人は、実際に支給されていた給与と比べて、標準報酬月額が低く記録されていると申し立てているが、申立人は給与明細書などの関連資料を所持しておらず、株式会社A及びB株式会社は既に解散しているため、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額等に係る記録を確認することはできない。

また、厚生年金保険法の規定において、標準報酬月額は、各被保険者の実際の報酬を、一定の幅を持たせて区切った標準報酬等級区分にあてはめることによって標準報酬月額として決定し、給付額の算定基準とすることとしており、当該標準報酬月額に基づいて厚生年金保険の保険料額を算出する旨定められているところ、その等級には上限が設けられていることから、標準報酬月額は実際の給与支給額と必ずしも一致しない。

- 3 申立期間②について、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間②当時、被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「株式会社Aでは、固定給に営業成績に応じた歩合給を加算した給与であった。」と供述しているところ、申立期間②のうち、昭和59年10月1日から60年10月1日までの期間については、申立人の標準報酬月額は、当時の最高等級である41万円と記録されていることが確認でき、同僚の標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額が低額であるという事情は見当たらない。

また、前述の被保険者原票から、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、株式会社Aにおける自身の標準報酬月額について、「記録されている標準報酬月額に誤りがあるとは思

わない。」と回答しており、申立人及び同僚の標準報酬月額がさかのぼって訂正されるなどの不自然な形跡も見受けられない上、被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載に不備は認められず、当該標準報酬月額の記録はオンライン記録の標準報酬月額とも一致していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間③について、B株式会社の当時の事業主及び経理担当者は、「B株式会社では、給与は固定給に営業成績に応じた歩合給を加算した給与であった。」と供述している。

また、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間③当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、B株式会社における自身の標準報酬月額について、「記録されている標準報酬月額に誤りがあるとは思わない。」と回答しており、申立人及び同僚の標準報酬月額がさかのぼって訂正されるなどの不自然な形跡も見受けられない上、被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載に不備は認められず、当該標準報酬月額の記録はオンライン記録上の標準報酬月額とも一致していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間②及び③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 1 日から 37 年 10 月 1 日まで

私は、ねんきん定期便により、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が1万円と記録されていることを知った。

私は、A社に入社する時、給与事務担当者から、給与は1万2,000円であると聞いており、申立期間の標準報酬月額が1万円と記録されていることに納得できないので、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料は無い。

また、適用事業所名簿から、A社は昭和 53 年 12 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できるところ、A社の元事業主は、「当事業所は、既に事業を廃業しており、申立期間当時の給与明細書等は保管していない。当時、経理部長をしていた者も死亡しているため、申立人の申立期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができないが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に入社時の標準報酬月額が8,000円と記載されているのであれば、そのとおりの届出をしていたはずであるし、保険料も届出どおりに控除していたはずである。入社時の給与額は、当事業所の給与規定で定められていたとおり、学歴等に基づき計算して決定しており、特定の人々の給与支給額を高く又は低く決定することは無かった。」と供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、資格取得時の昭和36年5月から同年9月までの期間は8,000円、同年10月から37年9月までの期間は1万円とされていることが確認できることから、申立人と同じ36年中に厚生年金保険被保険者資格を取得している女性33人のうち18人が、申立人と同じ標準報酬月額8,000円で同被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情はうかがえない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、同事業所における自身の標準報酬月額について、「記録されている標準報酬月額に誤りがあるとは思わない。」と回答している上、申立人及び同僚の標準報酬月額がさかのぼって訂正されるなどの不自然な形跡も見受けられない。

このほか、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、前述の被保険者名簿において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が8,000円と記載されているところ、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定において、「保険給付につき平均標準報酬月額を計算する場合において、その計算の基礎となる標準報酬月額が1万円に満たないものがあるときは、これを1万円とする。」と定められており、当該規定に基づき、オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は1万円と収録されている。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から27年4月20日まで

私は、申立期間において、A社にB係員としてCの勤務しており、D職である厚生年金保険の第3種被保険者として記録されていると思っていたが、常時Cの作業に従事する者ではない厚生年金保険の第1種被保険者として記録されているので訂正してほしい。

また、昭和21年4月1日に入社したのに、同日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の被保険者期間の記録が無いことにも納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間において、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で被保険者記録が確認できる同僚二人の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社でB係員として勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和21年4月1日から同年7月1日までの期間について、同僚は、「申立期間当時、入社後、数か月間の試用期間があったと思う。私も学校を卒業した年の3月下旬に入社したが、厚生年金保険被保険者資格の取得日は入社の数か月後である。」と供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該同僚の供述する入社時期は、厚生年金保険被保険者資格の取得時期と一致していないことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該期間に申立人の氏名は確認できない。

さらに、A社は既に廃業しており、当時の事業主も所在不明であることから申立人に係る勤務期間等を確認することができない上、申立期間当時の複数の同僚からも申立人の入社日を特定できる供述を得ることができない。

このほか、当該期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間のうち、昭和21年7月1日から27年4月20日までの期間について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶しているB係員として勤務した複数の同僚の当該期間における厚生年金保険被保険者の種別は、申立人と同様に第1種被保険者として記録されていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、A社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日である昭和21年7月1日から資格の喪失日である27年4月20日までの期間において、「D職其ノ他」欄は、D職以外の第1種被保険者であることを示す「他」と記録されており、当該記録はオンライン記録とも一致している。

さらに、A社は既に廃業しており、当時の事業主も所在不明であることからB係員を第3種被保険者として取り扱っていたか否か等について確認することができない上、当該期間当時の同僚から、B係員について第3種被保険者として厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる供述を得ることができない。

加えて、申立人は、E監督部においてB係に係る国家資格試験に合格していることを主張しているものの、同監督部F課担当者は「国家資格を所持していることをもって、直ちにCの勤務していたことは認定できない。」と供述している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料が控除されていたことについて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第3種被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 6 月 5 日から 27 年 3 月 20 日まで
私は、申立期間において、A社にB係員としてCの勤務しており、D職である厚生年金保険の第3種被保険者として記録されていると思っていたが、常時Cの作業に従事する者ではない厚生年金保険の第1種被保険者として記録されているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で被保険者記録が確認できる同僚二人の供述から判断すると、申立人がA社でB係員として勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、前述の被保険者名簿において、申立人が記憶しているB係員として勤務した複数の同僚の申立期間における厚生年金保険被保険者の種別は、申立人と同様に第1種被保険者として記録されていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、A社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日である昭和 22 年 6 月 5 日から資格の喪失日である 27 年 3 月 20 日までの期間において、「D職其ノ他」欄は、D職以外の第1種被保険者であることを示す「他」と記録されており、当該記録はオンライン記録とも一致している。

さらに、A社は既に廃業しており、当時の事業主も所在不明であることからB係員を第3種被保険者として取り扱っていたか否か等について確認することができない上、申立期間当時の同僚から、B係員について第3種

被保険者として厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる供述を得ることができない。

加えて、申立人は、B係に係る国家資格試験の合格証を所持しているものの、E監督部F課担当者は「国家資格を所持していることをもって、直ちにCの勤務していたことは認定できない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料が控除されていたことについて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第3種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年3月30日から同年6月1日まで
② 昭和31年9月28日から同年12月1日まで

私が所持する船員手帳には、船舶所有者「A」、船舶名「帆船B丸」において、雇入年月日が「昭和29年9月8日」、雇止年月日が「昭和31年11月4日」と記載されているとともに、「昭和31年11月6日」に、再度、雇入れられ、「昭和31年12月31日」に雇止めされた旨記載されているのに、両申立期間については船員保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する船員手帳の記録から、申立人は、「A」が所有するB丸に機関長として雇入れられていたことがうかがえる。

しかしながら、申立期間①について、適用船舶所有者名簿によると、「A」と同一人物であると推認される船舶所有者「A」は、昭和30年6月1日から31年9月28日までの期間において、「C事業所B丸」は、同年9月14日から42年3月7日までの期間において船員保険の適用事業所に該当していたことが確認でき、「A」が所有するB丸は、申立期間①において、船員保険の適用船舶でなかったことが確認できる。

また、船員とともに「A」が所有するB丸を借り受けていたと推認されるD株式会社に係る船員保険被保険者名簿において、B丸における船員保険の被保険者記録が確認できる、申立人を含む全被保険者4人が昭和30年3月30日に船員保険被保険者の資格を喪失していることが確認できるところ、「A」に係る船員保険被保険者名簿において、当該4人

は、船舶所有者「A」が船員保険の適用事業所に該当することとなった同年6月1日に、船員保険被保険者の資格を取得していることが確認でき、申立期間①における船員保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、D株式会社は既に廃業しており、事業主である「A」及び前述の同僚3人は、いずれも死亡又は連絡先が不明であることから、申立期間①における船員保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

- 2 申立期間②について、申立人が所持する船員手帳の記録から、申立人は、「A」が所有するB丸に機関長として雇入れられていたことがうかがえる。

しかしながら、「A」に係る船員保険被保険者名簿において、申立人を含めた前述の全被保険者4人は、「A」が船員保険の適用事業所でなくなった日（昭和31年9月28日）に船員保険被保険者の資格を喪失していることが確認できるところ、「C事業所B丸」に係る船員保険被保険者名簿において、当該4人のうち、申立人を含む同僚3人は、申立人と同じく昭和31年12月1日に船員保険被保険者の資格を取得していることが確認でき、申立期間②における船員保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、前述の3人のうち一人は、申立人が所持する船員手帳において、申立人が昭和31年11月6日に雇入れられた際の船長として記載されていることが確認できる。

加えて、事業主である「A」、及び申立期間②に「C事業所B丸」に係る船員保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる同僚9人は、いずれも死亡又は連絡先が不明であることから、申立期間②における船員保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

- 3 このほか、申立人の両申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として両申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。